

年 管 発 1 1 0 9 第 1 号
平成 2 9 年 1 1 月 9 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の
一部を改正する省令の公布及び施行について

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第122号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたので通知する。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては周知徹底を図り遺漏の無いよう取り扱われたい。

なお、これに関する日本年金機構における具体的な事務の取扱いについては、別途通知する。

記

第一 改正の趣旨

老齢基礎年金に加算される振替加算について、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならないこととされている書類の見直しを行う等、関係省令について所要の改正を行うもの。

第二 改正省令の内容

1 国民年金法施行規則の一部改正関係（改正省令第1条関係）

一 添付書類の規定の廃止（国民年金法施行規則第16条の2第2項の改正関係）

特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金の裁定の請求書に添えなければならないとされていた次に掲げる書類について、添付を不要とすること。

- ① 65歳に達したときに共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第2号被保険者である場合に添えなければならないこととされていた、組合員として所属する共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨等を記載した書類

- ② 振替加算の要件に該当する者である場合（配偶者が加給年金の加算対象となる退職共済年金又は障害共済年金の受給権者であって、受給権者が特別支給の老齢厚生年金を受ける権利の裁定の請求を行った時に当該配偶者が当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利の決定を受けていなかった場合に限る。）に添えなければならないこととされていた、配偶者が加給年金の加算対象となる年金給付を受けることができることを明らかにすることができる書類、受給権者が配偶者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類等

二 加算事由該当の届出（改正後の国民年金法施行規則第17条の2の4第1項関係）

- (1) 老齢基礎年金の受給権者は、65歳に達した日において、振替加算の要件に該当したときは、老齢基礎年金の裁定の請求を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならないものとする。
- ① 氏名、生年月日及び住所
 - ② 基礎年金番号
 - ③ 老齢基礎年金の年金証書の年金コード
 - ④ 配偶者の氏名及び生年月日
 - ⑤ 配偶者が受ける権利を有する年金給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の基礎年金番号
 - ⑥ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。2において「経過措置政令」という。）第28条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関
- (2) ただし、特別支給の老齢厚生年金の裁定の請求書に厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第30条第2項第4号の3に掲げる書類を添えたとき（当該老齢基礎年金の裁定の請求時に、配偶者が当該受給権者に係る加給年金の加算対象となる年金給付を受けており、かつ、当該書類に記載された事項に変更がない場合に限る。）その他の当該受給権者が振替加算の要件に該当したことを厚生労働大臣が確認できるときは、(1)の届書は提出する必要は無いものとする。

三 加算事由該当の届出の添付書類（改正後の国民年金法施行規則第17条の2の4第2項関係）

二の届書には、次に掲げる書類を添えなければならないものとする。

- ① 配偶者が加給年金の加算対象となる年金給付を受けることができることを明らかにすることができる書類
- ② 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- ③ 受給権者が配偶者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

四 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（改正後の国民年金法施行規則第99条第5号の2関係）

二（2）の振替加算の要件に該当したことの厚生労働大臣の確認は、機構に行わせるものとする。

2 厚生年金保険法施行規則の一部改正関係（改正省令第2条関係）

一 添付書類の規定の整備（改正後の厚生年金保険法施行規則第30条第2項第4号の3関係）

特別支給の老齢厚生年金の裁定の請求書の添付書類について、配偶者が加給年金の加算対象となる年金給付の受給権を有している受給権者（額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上である老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者など経過措置政令第25条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）は、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

- ① 配偶者が加給年金の加算対象となる年金給付を受けることができることを明らかにすることができる書類
- ② 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- ③ 受給権者が配偶者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

3 その他

1及び2の被改正条項を引用する条項の整備等、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

改正省令は、公布の日（平成29年11月9日）から施行すること。